

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 29 年 10 月 27 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都台東区東上野一丁目 28 番 9 号

氏名 公益財団法人核物質管理センター

理事長 下村 和生

(担当者

所 属 東海保障措置センター

電 話

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター 茨城県那珂郡東海村白方字白根 2-53
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の使用の許可 昭和 52 年 11 月 29 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 29 年 10 月 30 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 殿 東海村長 山田 修 殿
予定される要旨の公表の方法	核物質管理センターホームページに掲載

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市長村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

東海保障措置センター
原子力事業者防災業務計画

平成29年10月

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的.....	1
第2節 定 義.....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本方針.....	2
1. 原子力災害予防対策の実施.....	3
2. 緊急事態応急対策等の実施.....	3
3. 原子力災害事後対策の実施.....	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用.....	3
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正.....	3
第2章 原子力災害予防対策の実施	4
第1節 原子力防災体制.....	4
1. 防災体制の整備.....	4
2. 原子力防災管理者の職務.....	4
3. 副原子力防災管理者の指名及び職務.....	5
4. 原子力防災組織各班の職務及び原子力防災要員の指名.....	5
5. 原子力防災管理者等の選解任届.....	5
6. 原子力防災要員の現況届.....	5
第2節 原子力防災組織の運営.....	5
1. 連絡体制の整備.....	5
2. 権限の行使.....	5
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備.....	6
1. 放射線測定設備の設置等.....	6
2. 放射線測定設備の維持点検等.....	6
3. 原子力防災資機材の備え付け及び保守点検等.....	6
4. 原子力防災資機材以外の資機材の備え付け及び保守点検等.....	7
第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備.....	7
1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料... 7	
2. 緊急事態応急対策等拠点施設に提出する資料等.....	7
第5節 原子力防災活動で使用・利用する設備等の整備・点検.....	7
1. 緊急時対策所の整備、点検.....	7
2. 避難場所.....	8
3. 原子力事業所災害対策支援拠点の整備、点検.....	8
4. 原子力災害医療施設等.....	8
第6節 防災教育の実施.....	8
1. 防災教育の実施.....	8
第7節 防災訓練の実施.....	8
1. 防災訓練の実施.....	8
2. 防災訓練の実施の結果の報告.....	9
第8節 事業所外運搬に係る災害予防対策.....	9
1. 事業所外運搬に係る災害予防対策.....	9
第9節 関係機関との連携.....	9

第3章 緊急事態応急対策等の実施	10
第1節 通報・連絡	10
1. 非常時体制の発令	10
2. センター本部の対応	10
3. 通報・連絡の実施	10
4. 特定事象等の非常時体制の解除	11
第2節 応急措置の実施	11
1. 応急措置の実施	11
2. 事業所外運搬に係る事象の発生における応急措置	12
3. 放射線量等の測定	13
4. 避難誘導	13
5. 原子力災害医療	13
6. 要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	13
7. 応急措置の実施の概要報告	14
第3節 緊急事態応急対策	14
1. 関係機関との連携協力	14
2. 原子力緊急事態発生時の通報・連絡の実施	14
3. 緊急事態応急対策の実施	14
4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策の実施	14
5. 原子力災害合同対策協議会等への参加	15
6. 原子力防災要員の派遣等	15
7. 原子力緊急事態の非常時体制の解除	15
第4節 緊急事態応急対策等の報告	15
第4章 原子力災害事後対策の実施	16
第1節 関係機関との連携協力	16
第2節 東海センターにおける対策の実施	16
1. 事後対策の実施	16
2. 原因究明と再発防止対策の実施	16
3. 被災者の相談窓口の設置	16
第3節 原子力防災要員の派遣等	16
第5章 他の原子力事業者等への協力	17
別図・別表等一覧	18

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）における核燃料物質の取り扱いに関して原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定 義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力事業者

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。

3. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

4. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

5. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

6. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

7. 緊急事態

原子力災害対策指針に掲げる警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態をいう。

8. 警戒事象

原子力災害対策指針に掲げる警戒事態に相当する事象であって、東海村において震度6弱以上の地震が発生した時、又は茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された時、その他施設に異常が発生し又はそのおそれがある場合であって特定事象に至る可能性のある場合(特定事象及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。)をいう。

9. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

10. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(事業所外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。))の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外へ放出される事態をいう。

11. 応急措置

東海センターにおいて警戒事象又は特定事象(以下「特定事象等」という。)が発生した場合、原子力緊急事態宣言が行われるまでの間の措置として、この計画の定めるところにより原子力防災組織を活動させて原子力災害の発生又は拡大防止等のために必要な措置をいう。

12. 非常時体制

東海センターにおいて緊急事態が発生した場合、原子力災害に対処するためにとる体制をいう。また、事業所外運搬において緊急事態が発生した場合も同様とする。

13. 事故対策本部

非常時体制の発令があつた時から解除までの間、原子力防災組織として活動する組織をいう。

14. 緊急時対策所

原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(以下「原子力事業所災害対策」という。)の実施を統括管理するための施設をいう。

15. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本方針

東海センターの核燃料物質使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の安全性の確保並びに核燃料物質の運搬に係る安全確保については、原子炉等規制法及び関連規則等の遵守により万全を期すものとする。また、事故発生の未然防止及び緊急事態以外の事故対応については、原子炉等規制法第 56 条の 3 第 1 項に基づき認可を受けている「東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定」（以下「保安規定」という。）の定めるところによるものとする。

この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次の各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

原子力災害の予防対策として、原子力防災組織の整備、原子力防災要員の配置、関係機関との連絡体制の整備、放射線測定設備の設置及び維持、原子力防災資機材の整備・保守点検、職員に対する防災教育及び訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態応急対策等として、警戒事象の発生時の連絡、特定事象の発生時の通報及び応急措置、原災法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、関係機関への通報、原子力防災組織を活用して災害の発生又は拡大防止に必要な応急措置の実施、緊急事態対応体制の確立、情報の収集及び伝達、関係機関との密接な連携に基づく緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

原子力災害事後対策として、原災法第 15 条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった以降において東海センター施設内及びその周辺の放射線量等の把握、関係機関との密接な連携に基づく原子力災害の復旧の実施及び関係機関への原子力防災要員の派遣等。

第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の実施にあたっては、原災法、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、原子炉等規制法及びその他関係法令並びに国の防災基本計画、茨城県地域防災計画及び東海村地域防災計画と調整を図り、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等の業務が総合的に迅速かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他東海センター関係職員（以下「原子力防災要員等」という。）は、原子力防災業務を遂行するにあたって、関係法令等を遵守するとともに、この計画に基づき迅速かつ誠実にその職務を遂行するものとする。

第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、原災法第 7 条第 1 項の規定に基づき、毎年この計画に検討を加

え、必要があると認めるときはこれを修正する。この検討に際しては、原子力防災管理者は、最新の防災基本計画、茨城県地域防災計画、東海村地域防災計画を入手し、この計画が、これらの地域防災計画等に抵触していないことを確認するとともに、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、環境放射線モニタリングに関する事項は上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

この計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の 60 日前までにこの計画の修正案を茨城県知事及び東海村長に修正しようとする日を明らかにして提出し協議を行う。

理事長は、この計画を修正したときは速やかに、別記様式－1 により内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た届出書の写し及び公表した要旨を茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に提出する。

なお、上記の検討結果について、修正の有無にかかわらず、原子力防災専門官、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に報告をする。

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

第 1 節 原子力防災体制

1. 防災体制の整備

原子力防災管理者は、原子力災害の発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害拡大の防止、被災者の救助及び事故原因の究明並びにその除去等必要な活動が迅速かつ効果的に行えるように別図－1 に示す原子力防災組織を予め定めておく。原子力防災組織各班に業務を統括する班長を置き別表－5 に示す原子力防災要員を配置し、発生事象に関する情報整理及び関係機関との連絡調整、災害拡大の防止、施設等の整備点検及び復旧等、原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）第 2 条第 1 項、第 2 項に基づく対応が図れるようにする。

2. 原子力防災管理者の職務

東海センターの原子力防災組織を統括するために、原子力防災管理者 1 名を置く。原子力防災管理者は、東海センター所長とする。

原子力防災管理者は、次の業務を行う。

- (1) 原子力災害の発生を未然に防止するための原子力災害予防対策の実施。
- (2) 緊急事態が発生した場合における関係機関への通報及び応急措置の概要の報告。
- (3) 非常時体制の発令及び解除。
- (4) 緊急事態が発生した場合、直ちに原子力防災要員を指揮監督して、原子力災害の発生又は拡大防止等のために必要な応急措置、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の実施。
- (5) 放射線測定設備の設置、同設備の機能の維持及び保守点検。
- (6) 原子力防災資機材の備え付け及び保守点検。
- (7) この計画の検討及び修正。

- (8) 原子力防災要員に対し原子力防災に対処するための総合的な教育及び訓練計画の立案及びその実施。
- (9) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、茨城県知事及び東海村長から原災法第32条に基づき、東海センターへの立入検査を求められた時の対応。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な事項。

3. 副原子力防災管理者の指名及び職務

原子力防災管理者を補佐するために副原子力防災管理者を置く。副原子力防災管理者は、東海センター副所長、東海検査部長、安全管理課長、分析課長の順とし、原子力防災管理者及び上位の副原子力防災管理者が不在の場合は、順次原子力防災管理者の職務を代行する。別表-1に第3順位まで副原子力防災管理者の代行順位を示す。

副原子力防災管理者は、原子力防災管理者の業務を補佐するとともに原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故のために東海センターに不在中は、原子力防災管理者の職務を代行する。

4. 原子力防災組織各班の職務及び原子力防災要員の指名

別図-1に原子力防災組織の各班の主な業務を示す。また、別表-5に原子力防災要員の業務内容を示す。原子力防災要員は、原子力防災管理者の指揮・命令に従い、迅速かつ誠実にその職務を遂行する。

原子力防災要員は、原子力防災管理者が東海センターの職員の中から指名する。

5. 原子力防災管理者等の選解任届

理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から7日以内に、別記様式-2により原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

6. 原子力防災要員の現況届

理事長は、原子力防災要員を指名したとき又は変更したときは、その現況について、指名した日又は変更の日から7日以内に、別記様式-3により原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 連絡体制の整備

原子力防災管理者は、緊急事態発生時に原子力防災要員等を非常召集するための連絡体制及び国、地方公共団体等の関係機関への通報が確実にできるよう連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制を整備する。

2. 権限の行使

非常時体制が発令された場合、応急措置、緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災管理者のもとで行う。

原子力防災管理者は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策

等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに報告等所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置等

原子力防災管理者は、東海センター敷地内の放射線の適正な検出に支障を生ずるおそれのない別図－2に示す場所に、以下の要件を備えた放射線測定設備を設置する。

- (1) ガンマ線について単位線量当量率（設定した単位時間の放射線量を1時間当たりの数値に換算したものをいう。）を継続的に測定できること。
- (2) 測定した数値が正確に検出され、当該数値が確実に記録されること。

なお、理事長は、放射線測定設備を設置又は変更したときは、設置又は変更の日から7日以内に、別記様式－4により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出るとともに原災法第11条第5項に定める原子力規制委員会の検査を受ける。

なお、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムに、放射線測定設備の測定データ及び放出源情報等を提供するため必要な設備等を整備し、当該設備の維持に努める。

2. 放射線測定設備の維持点検等

原子力防災管理者は、放射線測定設備について以下に掲げる事項を実施し、設置目的の機能を維持する。

- (1) 検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷が無いことの確認。
- (2) 放射線測定設備を設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線の適正な検出に支障を生ずるおそれの無いことの確認。
- (3) 毎年1回以上定期に行う保守点検及び較正。
排気筒での放出放射性物質の測定に必要な測定器についても定期的に検査を行い、その性能の維持管理に努める。
- (4) 放射線測定設備が故障等により監視不能となった場合には速やかに修理、又は代替品の補充により正常な状態に復旧させる。

なお、放射線測定設備により測定した放射線量は、記録計で記録し、その記録用紙は1年間東海センターにおいて保存するとともに測定結果は茨城県及び東海村に報告する。また、これらは公衆の閲覧に供する方法で公表する。

3. 原子力防災資機材の備え付け及び保守点検等

- (1) 原子力防災管理者は、別表－6に掲げる原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材を東海センターに備え付けるものとし、別図－2に示す新分析棟、事務棟及び検査資料棟に保管する。また、原子力防災管理者は、備え付けた原子力防災資機材について別表－6に示す頻度で保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。不具合を見つけた場合は、速やかに修理、又は代替品を補充するなどして必要数量を確保する。

- (2) 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、備え付けの日から7日以内に、別記様式-5により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。

4. 原子力防災資機材以外の資機材の備え付け及び保守点検等

原子力防災管理者は、別表-7に掲げる原子力防災資機材以外の資機材を東海センターに備え付けるものとし、別表-7に定める保管場所に保管する。また、原子力防災管理者は、備え付けた原子力防災資機材以外の資機材について別表-7に示す頻度で点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。不具合を見つけた場合は、速やかに修理、又は代替品を補充するなどして必要数量を確保する。

なお、緊急事態発生時における原子力事業所災害対策支援拠点への原子力防災資機材以外の資機材の輸送は公用車で行う。

第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備

1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

- (1) 原子力防災管理者は、別表-8の資料を別図-2に示す緊急時対策所に備え付ける。また、資料の更新を行ったときは、最新版の資料を備え付ける。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点で使用する別表-8の資料を緊急時対策所に保管し、必要時に持ち出すことができるよう管理する。

なお、緊急事態発生時における原子力事業所災害対策支援拠点への資料の輸送は公用車で行う。

2. 緊急事態応急対策等拠点施設に提出する資料等

理事長は、別表-8の資料のうち(1)～(3)及び(6)の資料については、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付ける資料として内閣総理大臣に提出する。さらに原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に備え付ける資料として原子力規制委員会に提出する。資料の更新を行ったときは、最新版の資料を提出する。

また、国、茨城県及び東海村等がオフサイトセンター運営要領の作成・変更等を行う場合は、協力を行う。

第5節 原子力防災活動で使用・利用する設備等の整備・点検

1. 緊急時対策所の整備、点検

- (1) 原子力事業所災害対策の実施を統括管理するための緊急時対策所の位置を別図-2、建屋の仕様を別表-9に示す。
- (2) 原子力防災管理者は、別表-6及び別表-7に示す非常用通信機器を緊急時対策所に備え付け、整備・点検を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時対策所の通常電源が喪失した場合に備え非常用電源を整備する。

(4)原子力防災管理者は、地震等の自然災害が発生した場合においても緊急時対策所の機能が維持できるよう整備する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図－2に定める場所に避難場所を指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同様とする。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点の整備、点検

(1)原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を別図－5及び別表－11に示す。

(2)原子力防災管理者は、別表－10に示す原子力事業所災害対策支援拠点に配備する資機材を別表－10に定める保管場所に保管し、点検を行う。

なお、緊急事態発生時は原子力事業所災害対策支援拠点への資機材の輸送は公用車で行う。

(3)原子力防災管理者は、地震等の自然災害が発生した場合においても原子力事業所災害対策支援拠点の機能が維持できるよう整備する。

4. 原子力災害医療施設等

原子力防災管理者は、安定ヨウ素剤などの医薬品の確保、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な機材等の整備を図る。また、職員等の救急医療を確保するため、予め近隣の医療機関にその協力を求める。

第6節 防災教育の実施

1. 防災教育の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に対する知識及び技能の習得のため、次に掲げる事項のうち、各原子力防災要員等の業務に必要な教育について教育計画を策定して定期的実施する。教育実施後は評価を行い、課題等を明らかにして必要に応じて教育内容の見直しを行い次年度の教育に反映する。また、必要に応じて外部機関の防災教育・訓練の機会を有効に活用するものとする。さらに自衛消防隊については継続的な教育訓練を通して技量の習熟向上を図る。

(1)原子力防災体制及び組織に関する事項

(2)原子力事業者防災業務計画に関する事項

(3)東海センターの核燃料物質使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設又は設備に関する事項

(4)放射線防護に関する事項

(5)原子力防災対策上の諸設備に関する事項

(6)地域防災計画に関する事項

なお、上記の教育を実施した場合にはその記録を残し1年間保存するものとする。

第7節 防災訓練の実施

1. 防災訓練の実施

原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能するよう、

次に掲げる訓練を年1回実施する。なお、訓練の実施に当たっては、訓練計画を作成し実施する。防災訓練に係る計画書等に関し、事前に原災法第30条第2項に基づき原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。訓練実施後は訓練の評価検討を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて訓練内容等を改善し、次回訓練の計画に反映するものとする。

- (1) 東海センターの原子力災害を想定した原子力防災組織の総合的な防災訓練。
 - (2) 国、茨城県又は東海村が実施する原子力防災訓練への参加・協力。
- なお、上記の訓練を実施した場合にはその記録を残し1年間保存するものとする。

2. 防災訓練の実施の結果の報告

原子力防災管理者は、上記(1)について、その実施の結果を別記様式-9に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨をホームページ上で公表する。

第8節 事業所外運搬に係る災害予防対策

1. 事業所外運搬に係る災害予防対策

原子力防災管理者は、事業所外運搬にあたっては、緊急事態発生時の応急措置、当該事象の通報・連絡体制の整備、当該運搬に携行する原子力防災資機材等を記載した運搬計画の作成等を行うとともに、実際の運搬を行うにあたっては、これらの書類及び非常用通信機器並びに必要な原子力防災資機材を携行させる。

また、必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を配置するとともに、事業所外運搬に係る特定事象発生時に次の措置を適切に実施する必要な体制の整備を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、地方自治体、警察署、海上保安部署等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立入禁止等の措置
- (6) 環境放射線モニタリングの実施
- (7) 燃料物質等による汚染の拡大防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

第9節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、国、茨城県、東海村、その他関係地方公共団体、所轄消防署及び警察署並びに他の原子力事業者等の原子力防災関係機関と平常時より連絡を密接にし、防災関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、原子力防災関連情報の交換及び協力関係の構築に努める。

原子力防災管理者は、原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合には原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長その他関係機関と連携して、通報・連絡や施設の状態等に関する情報収集等の措置対応に努める。

また、原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域の防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、緊急事態発生時の連絡体制、防護対策等の対応等について「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて茨城県、東海村その他の関係機関と平常時より密接な連携を図る。

さらに、原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県及び東海村に協力する。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報・連絡

1. 非常時体制の発令

原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合には、非常時体制を発令するとともに原子力防災要員等を非常召集し、直ちに、別図－2に示す緊急時対策所に原子力防災組織で運営する事故対策本部を設置し、その任務を遂行する。また、事故対策本部を設置した場合は、速やかに、核物質管理センター本部（以下「センター本部」という。）総務部長に連絡する。

2. センター本部の対応

センター本部総務部長は事故対策本部設置の報告を受けた場合、直ちに理事長に報告を行うとともに東海センターからの要請に応じて、本部職員を速やかにERC及び現地に派遣できる支援体制をとる。

3. 通報・連絡の実施

(1) 特定事象等の通報・連絡

別表－2の警戒事象又は別表－3の特定事象の発生を発見した者は、直ちに原子力防災管理者に報告する。

- ①原子力防災管理者は、特定事象発生の報告を受けた場合若しくは自ら発見した場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長並びにその他別図－3に示す関係機関に対して、別記様式－6(1)によりファクシミリで直ちに通報し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡するとともに送信したファクシミリの記録を保存する。
- ②原子力防災管理者は、事業所外運搬の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びにその他別図－4に示す関係機関に対して別記様式－6(2)によりファクシミリで直ちに通報し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡するとともに送信したファクシミリの記録を保存する。
- ③原子力防災管理者は、別表－2の警戒事象発生の報告を受けた時は、直ちに、前記の通報に準じて、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び原子力防災専門官、その他関係機関に連絡する。連絡に当っては、別記様式－6(3)によりファクシミリで直ちに連絡し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話

で連絡するとともに送信したファクシミリの記録を保存する。

- ④上記①～③の通報・連絡においてファクシミリを使用することができない場合は、なるべく早く到達する手段を用いて通報・連絡するものとし、通報・連絡を受けた旨を直ちに通報・連絡先に対し確認する。
- ⑤原子力防災管理者は、上記の通報・連絡にあたっては、防災関係者の不要な放射線被ばくを防止するために、特定事象等発生現場における放射線量、放射性物質による汚染状況等の適切な情報を含める。

(2) 特定事象等の経過報告

- ①原子力防災管理者は、特定事象の関係機関へ最初の通報を行った以降は、その後の事象の推移、応急措置の実施状況、放射線量の変化等に応じて、施設の状況、応急対策活動の状況、被害の状況及び放射線量等の状況等を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長並びにその他別図－3に示す関係機関に対して、別記様式－7によりファクシミリで適切な間隔で継続して報告し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡するとともに送信したファクシミリの記録を保存する。
- ②原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びにその他別図－4に示す関係機関に別記様式－8によりファクシミリで適切な間隔で継続して報告し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡するとともに送信したファクシミリの記録を保存する。
- ③原子力防災管理者は、警戒事象が発生し、前項の連絡を行った以降は、その後の事象の推移、応急措置の実施状況、放射線量の変化等に応じて、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及びその他関係機関に対して、別記様式－6(4)によりファクシミリで適切な間隔で継続して連絡し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡するとともに送信したファクシミリの記録を保存する。

(3) 特定事象等の広報

原子力防災管理者は、前項(1)及び(2)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報する。

4. 特定事象等の非常時体制の解除

原子力防災管理者は、特定事象等が原子力緊急事態宣言に至らないで、終息したと判断した場合は、関係機関と協議の上、非常時体制を解除する。非常時体制を解除した場合は別図－3（事業所外運搬の場合には別図－4）に従い関係機関に連絡するとともに、センター本部総務部長に連絡する。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施

原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合には、直ちに非常時体制を発令し、

原子力防災組織に必要な職員の非常召集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとるとともに以下の応急措置を実施する。

応急措置の実施に当たっては、原子力防災管理者は施設や設備の整備及び点検、故障した設備の応急の復旧について、応急措置計画を策定する。

また、原子力防災管理者は、オフサイトセンター立ち上げ以前において周辺住民の避難等が必要であると判断したときは、直ちに茨城県知事及び東海村長へ住民の避難等の措置を要請する。

なお、原子力防災管理者は応急措置の実施において作業に従事する者に対し個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）を装着させるとともに必要に応じ原子力防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等の適切な使用の指示を行う。

(1) 以下の事項の把握

- ① 特定事象等発生場所及び時刻
- ② 特定事象等の発生原因及びその状況
- ③ 放射線被ばく及び傷害等人身災害の有無

(2) 原子力災害対策活動に従事しない者に対する指定場所への避難・誘導

(3) 火災が発生している場合は、初期消火活動及び延焼防止の措置

(4) 負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者がいる場合は、その救助及び必要な措置（なお、被ばく者等を医療機関に搬送する場合は、施設・放管班員を同行させる）

(5) 特定事象等の拡大の防止対策

(6) 東海センター事業所内及び事業所境界付近の放射線量及び放射性物質の濃度等の状況把握並びに放射性物質の放出量の予測

(7) 放射線量等の測定結果を基に関係者以外の者の立入りを禁止する区域の設定及び縄張り等の必要な措置

(8) 特定事象等発生原因の推定及び原因除去対策の検討

(9) 施設や設備の点検

(10) 故障した設備等の応急の復旧

(11) 報道機関等に対する定期的な広報活動

(12) その他、原子力規制委員会からの命令による措置

2. 事業所外運搬に係る事象の発生における応急措置

事業所外運搬において特定事象等が発生した場合は、運搬従事者は、直ちに原子力防災管理者に事象の発生及びその状況を報告する。

上記の報告を受けた、原子力防災管理者は、直ちに非常時体制を発令し、原子力防災組織に必要な職員の非常召集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとり、事故現場へ必要な原子力防災要員を派遣するとともに以下の応急措置を実施する。

なお、原子力防災管理者は、応急措置の実施において作業に従事させる者に対し個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）を装着させるとともに必要に応じ原子力防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等の適切な使用の指示を行う。

(1) 立入り禁止区域の設定及び退避等の実施

(2) 周辺環境の放射線モニタリングの実施

(3) 消火活動及び延焼防止措置の実施

(4) 負傷者等の救出

- (5)核燃料輸送物の安全な場所への移動及び輸送物の監視
- (6)核燃料物質による汚染拡大の防止及び除染
- (7)その他放射線障害等の防止のために必要な措置

3. 放射線量等の測定

原子力防災管理者は、特定事象等発生の通報を行った後においても、東海センター敷地境界（事業所外運搬にあつては事故現場周辺）における放射線量の測定等を継続的に実施するものとする。

4. 避難誘導

原子力防災管理者は、非常時体制を発令した時において退避が必要であると判断される時は、放送設備等により退去必要者に、別図－２に示す退避場所に速やかに退避するよう指示する。この際、外部業者、来訪者等に対しても誘導案内等を行い、迅速かつ適切な退避が行えるようにする。また、退避場所へ退避した者を把握する。さらに、敷地内への関係者以外の者の入構を制限する。

5. 原子力災害医療

(1)救助活動

原子力防災管理者は、負傷者、被ばくした者又はそのおそれがある者（以下「被ばく者等」という。）がいる場合は、負傷者及び被ばく者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに移送する等必要な救助活動を行う。

(2)医療活動

原子力防災管理者は、負傷者について可能な限り応急処置を講ずる。放射線被ばく又は放射性物質による汚染を伴う傷病者については、汚染の測定、除染等の措置を講ずるとともに、初期被ばく医療措置のため、原子力災害医療体制に関する覚書及び原子力災害医療に関する契約書を締結した久慈茅根病院、大洗海岸病院、日立総合病院、国立病院機構茨城東病院又は水戸赤十字病院に連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。なお、移送の際は、放射線管理班員を同行させる等の必要な措置を講ずる。

(3)茨城県等に対する支援活動

原子力防災管理者は、国、茨城県及び東海村が、避難場所等において実施する住民の汚染検査等の原子力災害医療に対する要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与等による協力・支援を可能な限り行う。

6. 要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

原子力防災管理者は、東海センターに係る事象が発生した場合において茨城県知事及び東海村長並びに地方公共機関等の長の実施する東海センター敷地外における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じるとともに、オフサイトセンターに原子力防災要員等を派遣する。

原子力防災管理者は、関係機関に貸与する原子力防災資機材の不足等を踏まえ、必要に応じて他の原子力事業者に対して原子力防災資機材の貸与等について協力を要請する。

7. 応急措置の実施の概要報告

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第25条第2項に基づき応急措置実施の概要について、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長並びにその他別図-3に示す関係機関に対して別記様式-7によりファクシミリで報告するとともに、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡する。また、報告したファクシミリの記録を保存する。
- (2) 原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びにその他別図-4に示す関係機関に対して別記様式-8によりファクシミリで報告するとともに、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡する。また、報告したファクシミリの記録を保存する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 関係機関との連携協力

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策の実施にあたり、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会等に対して、適切かつ正確な情報の提供を迅速に行うとともに地方公共団体等の関係機関と連携して協力する。

2. 原子力緊急事態発生時の通報・連絡の実施

原子力防災管理者は、別表-4に定める原子力緊急事態に至った場合、別記様式-6(1)及び別記様式-7(事業所外運搬の場合は、別記様式-6(2)及び別記様式-8)により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長並びにその他別図-3(事業所外運搬の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びにその他別図-4)に示す関係機関にファクシミリで直ちに通報し、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡する。なお、通報にあたっては、原子力緊急事態に該当する事象である旨を明確にして通報を行うことに留意する。また、送信したファクシミリの記録を保存する。

3. 緊急事態応急対策の実施

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策として、本章第2節1.に定める措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。

原子力防災管理者は、事故の拡大により別図-2に示す退避場所に退避させた退去者を敷地外へ退避させる必要性が生じたときは、その旨を直ちに、別図-3に従い関係機関に連絡し、以降の対応について調整を行う。

4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策の実施

原子力防災管理者は、事業所外運搬における緊急事態応急対策として、本章第2節2に定める応急措置の適切な実施を継続するとともに必要に応じ要員の派遣、原子力防災資機材の輸送を行う。

5. 原子力災害合同対策協議会等への参加

原子力防災管理者は、原子力防災要員及び副原子力防災管理者をオフサイトセンターの現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に派遣し、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策等についての相互の協力及び原子力災害合同対策協議会との連絡調整等に参加させる。

理事長は、センター本部から ERC に派遣する要員を 2 名以上指名し、ERC と事故対策本部の連絡調整等の支援に当たらせる。

原子力災害合同対策協議会等において共有された情報については、直ちに事故対策本部の関係者に周知する。

また、原子力災害合同対策協議会等から要請された事項については、事故対策本部において検討し、速やかに対応する。

6. 原子力防災要員の派遣等

(1) 原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び地方指定行政機関の長並びに茨城県知事、東海村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

(2) 茨城県及び東海村に派遣された原子力防災要員は、各自治体災害対策本部長等の指示に基づき、避難所等において緊急事態の経過及び実施した緊急事態応急対策の説明、住民に対する広報・相談窓口への協力等の業務を行う。

なお、原子力災害合同対策協議会等に参加した原子力防災要員等との連絡は、携帯電話等により行う。

7. 原子力緊急事態の非常時体制の解除

原子力防災管理者は事象が終息し、原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、関係機関と協議の上、非常時体制を解除する。

ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた場合であっても、その後の原子力災害事後対策に必要と判断したときは、原子力防災組織を継続して活動させる。

また、原子力防災管理者は、原子力緊急事態が解除された後も原子力災害合同対策協議会が行われているときは、原子力防災要員を引き続き参加させる。

原子力防災管理者は、非常時体制を解除したときは、別図－3（事業所外運搬の場合には別図－4）に従い関係機関に連絡するとともに、センター本部総務部長に連絡する。

第 4 節 緊急事態応急対策等の報告

原子力防災管理者は、原子力緊急事態解除宣言があった日から 10 日以内に原子力緊急事態の状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施方針を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に報告する。（ただし、事業所外運搬に係る場合における報告先は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長とする。）

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 関係機関との連携協力

原子力防災管理者は、原子力災害事後対策の実施にあたり、原子力災害の復旧等が迅速かつ円滑に行われるように関係機関と連携して協力する。

第2節 東海センターにおける対策の実施

1. 事後対策の実施

原子力防災管理者は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において原子力防災組織を活動させて原子力災害の拡大防止又は原子力災害の復旧を図るため、以下の事項などについて復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県及び東海村に提出し、それに基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、復旧状況及び結果について報告する。

- (1) 施設及び施設周辺の放射線量並びに放射性物質による汚染状況等の把握
- (2) 施設及び敷地内の放射性物質の除去並びに放射線の遮蔽
- (3) 施設損傷部の修理、改造等の実施
- (4) 復旧に係る工程

なお、原子力防災管理者は、原子力災害事後対策の実施において必要に応じ原子力防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具等の適切な使用の指示を行う。

2. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

3. 被災者の相談窓口の設置

原子力防災管理者は、特定事象又は原子力緊急事態に関する経過、対応措置、健康影響等の地元住民に対する説明及び相談窓口の開設、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口の設置等の対応を講じる。

第3節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び地方指定行政機関の長並びに茨城県知事、東海村長その他の執行機関の実施する原子力防災事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

原子力防災管理者は、関係機関に貸与する原子力防災資機材の不足等を踏まえ、必

要に応じて他の原子力事業者に対して原子力防災資機材の貸与等について協力を要請するものとする。

第5章 他の原子力事業者等への協力

1. 原子力防災管理者は、東海センター以外の原子力事業所において原子力緊急事態が発生した場合には、当該原子力事業者、指定行政機関の長及び地方指定行政機関の長並びに茨城県知事、東海村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員1名の派遣、放射線測定器、汚染防護服、防護マスク等の原子力防災資機材の貸与、緊急時モニタリング、避難者（災害弱者を含む。）の公用車による輸送及び誘導その他必要な協力を行う。
2. 原子力防災管理者は「原子力事業所安全協力協定」を締結している東海村内の他の原子力事業者に対し、放射線測定器、汚染防護服、防護マスク等の原子力防災資機材の貸与等を行う。また、他の原子力事業者に対して原子力災害への支援を行う場合は、同協定に定める安全協力委員会委員長からの要請に応じ必要な協力を行う。
3. 原子力防災管理者は、国、地方自治体が行う避難場所等における住民の汚染検査に対する要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与等による支援を行う。

別図・別表等一覧

(別 図)

- 別図－1：東海保障措置センター原子力防災組織
- 別図－2：放射線測定設備・退避場所及び緊急時対策所
- 別図－3：緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図
- 別図－4：運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報系統図
- 別図－5：原子力事業所災害対策支援拠点候補地の位置

(別 表)

- 別表－1：副原子力防災管理者の代行順位
- 別表－2：警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する連絡基準）
- 別表－3：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準
- 別表－4：原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準
- 別表－5：原子力防災要員の業務内容と原子力防災要員数
- 別表－6：原子力防災資機材一覧表
- 別表－7：原子力防災資機材以外の資機材
- 別表－8：緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料
- 別表－9：緊急時対策所の仕様
- 別表－10：原子力事業所災害対策支援拠点に配備する資機材
- 別表－11：原子力事業所災害対策支援拠点の候補地

(別記様式)

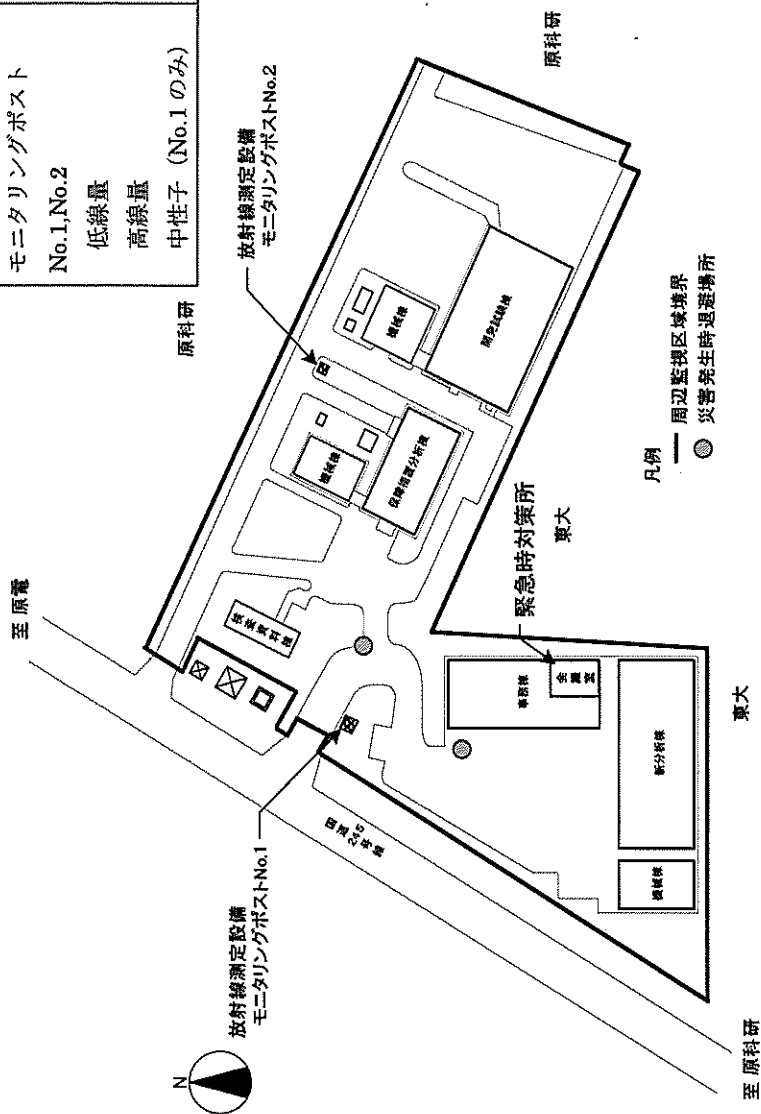
- 別記様式－1：原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 別記様式－2：原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 別記様式－3：原子力防災要員現況届出書
- 別記様式－4：放射線測定設備現況届出書
- 別記様式－5：原子力防災資機材現況届出書
- 別記様式－6(1)：特定事象発生通報（第 報）
- 別記様式－6(2)：特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）
- 別記様式－6(3)：警戒事象発生連絡（第 報）
- 別記様式－6(4)：警戒事象発生後の経過連絡（第 報）
- 別記様式－7：特定事象に伴う応急措置の概要報告（第 報）
- 別記様式－8：特定事象に伴う応急措置の概要報告（事業所外運搬）（第 報）
- 別記様式－9：防災訓練実施結果報告書

東海保障措置センター原子力防災組織

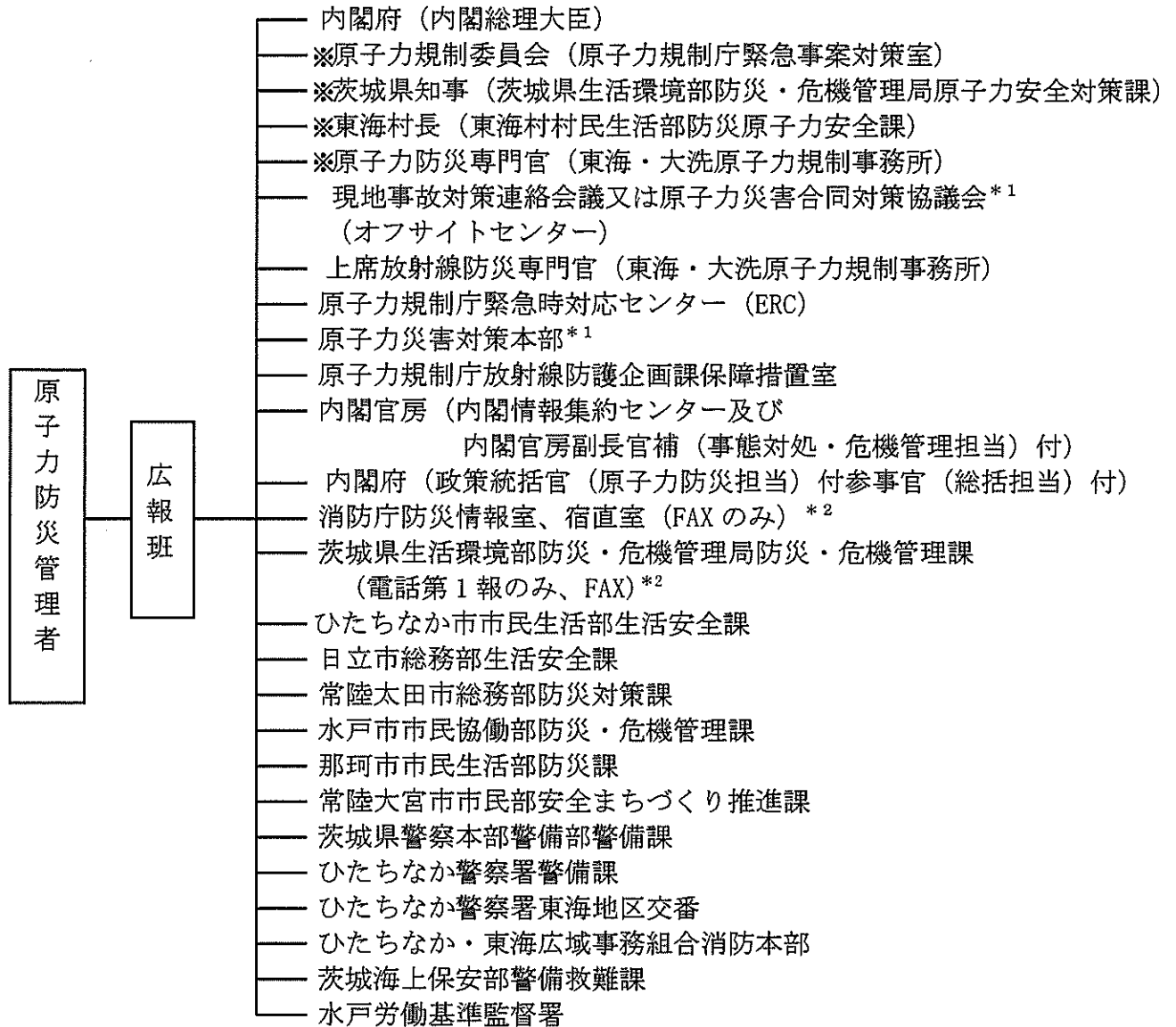
		班名	主な業務
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">原子力防災管理者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 5px;">副原子力防災管理者</div>		情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡調整に係る業務 ・ 原子力災害合同対策協議会対応に係る業務 ・ 原子力災害医療に係る業務
		広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に係る業務
		現場復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大防止に係る業務 ・ 除染に係る業務 ・ 原子力防災資機材及び原子力防災資機材以外の資機材調達・輸送に係る業務
		施設・放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理に係る業務 ・ 復旧に係る業務
		構内統制班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導に係る業務

放射線測定設備一覧表

放射線測定設備等の種類	数量	点検頻度	レンジ	警報設定
モニタリングポスト No.1, No.2	2	1 回/年	10nGy/h~10μGy/h	1μGy/h
低線量	2	1 回/年	10nGy/h~100mGy/h	5μGy/h
中性子 (No.1のみ)	1	1 回/年	0.01μSv/h~10mSv/h	5μSv/h



緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図

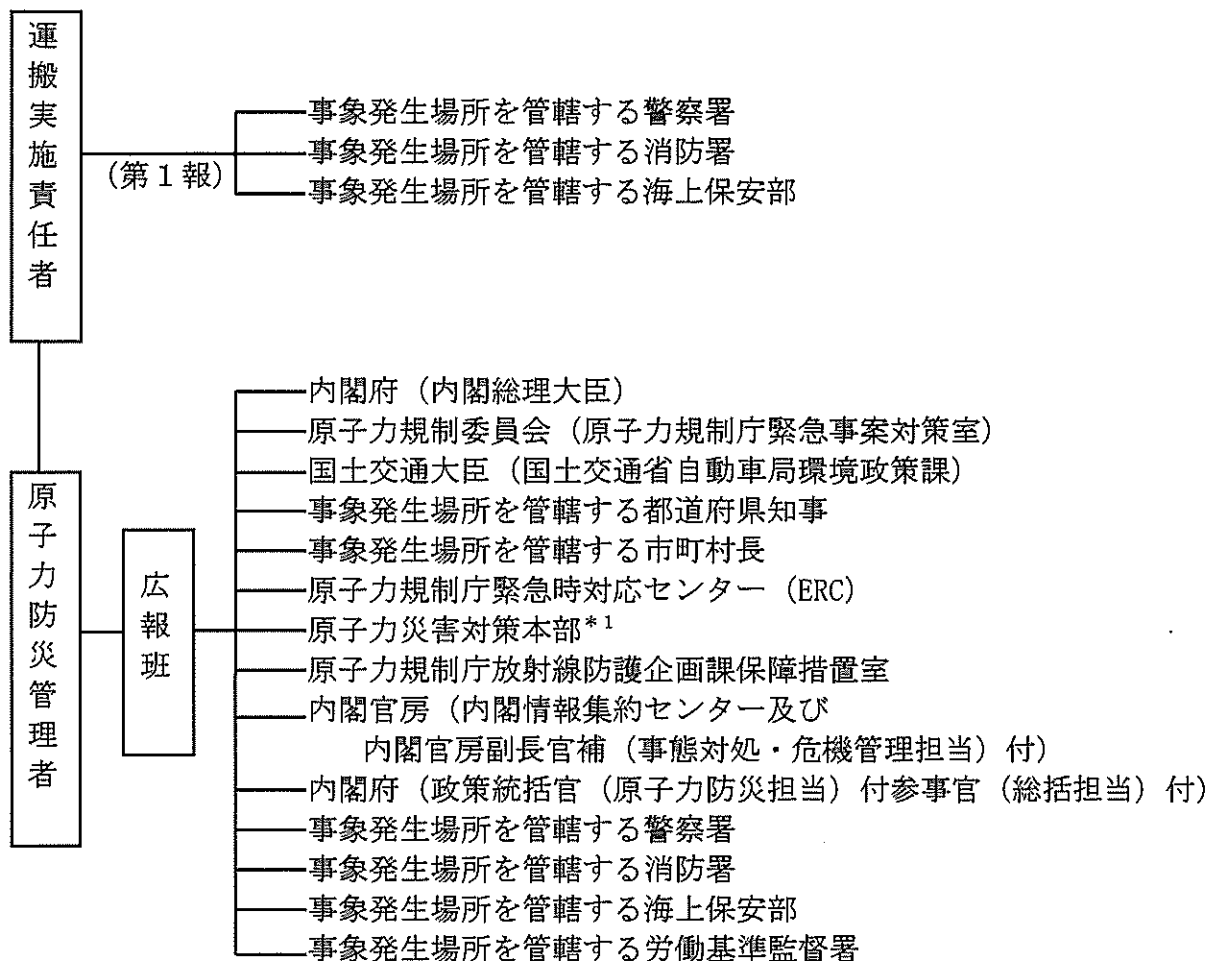


注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報通報先

注2 広報班からの通報・連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
なお、*2については括弧書きに従う。

注3 ※は警戒事象が発生した場合の連絡先（事象に応じて連絡先を上記より追加）

運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報系統図



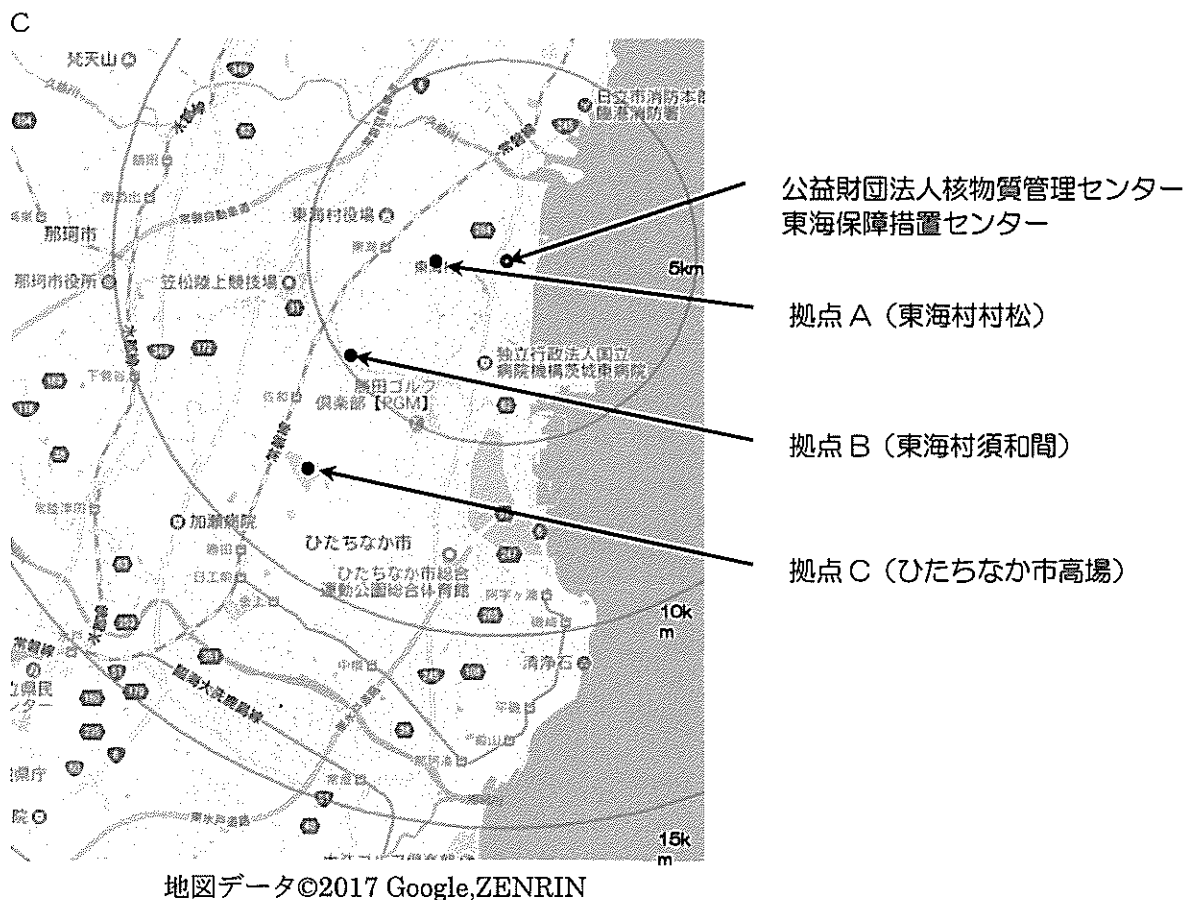
注1 *1 : 原子力緊急事態宣言発令後追加情報通報先

注2 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの通報先は別図-3による。

注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。

注4 広報班からの通報は、FAXで送信後、電話による確認を行う。

原子力事業所災害対策支援拠点の候補地の位置



※拠点 A, B, C は、平成 31 年度を目途に原子力事業所災害対策支援拠点を定めて整備するまでの暫定候補地である。

副原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	東海センター副所長
2	東海検査部長
3	安全管理課長

警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する連絡基準）
 原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」という。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>指針 警戒事態を判断するEAL① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東海村において震度6弱以上の地震が発生した場合。
<p>指針 警戒事態を判断するEAL② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された場合。
<p>指針 警戒事態を判断するEAL④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>指針 警戒事態を判断するEAL⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令は、「外運搬通報省令」という。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は5 μ Sv/h の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>放射線測定設備で以下の放射線量が検出された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 μ Sv/h 以上（単位時間（2分以内のものに限る）ごとの測定値を1時間当たりの数値に換算） <p>1 μ Sv/h 以上の放射線量を検出した場合は、中性子線を測定し放射線測定設備の測定値と合算すること。 ただし、落雷の影響は除く。</p>

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは新分析棟の排気筒をいう。 ・新分析棟の排気筒において事業所境界の放射線量が5 μSv/h以上に相当する放出量（3×10^6Bq）が検出された場合（累積して検出すること）。
<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μSv/h ロ 当該場所における放射能水準が5 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 μSv/h以上（10分間以上継続） ・放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上の値に達したとき。（5 μSv/h以上に相当する濃度） ・放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難な場合、50 μSv/h以上（10分間継続）若しくは濃度限度の50倍以上が検出される蓋然性が高い場合。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>通報規則第7条第1項第1号又</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>破壊妨害行為等、使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合。</p>
<p>通報規則第7条第1項第2号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用施設等における核燃料物質の取扱い中において核燃料物質の質量管理による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）の発生の蓋然性が高い状態。 ・放射線測定設備で中性子が検出され、かつ中性子線測定用サーベイメータで中性子が検出された場合。
<p>政令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬通報省令第2条第1項 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報省令第2条第2項 火災・爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、または火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100μSv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態であること。 ・事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条並びに第五条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないて運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）第四条並びに第十条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないて運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）第四条並びに第七条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないて運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	

原子力災害対策特別措置法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令は、「外運搬通報省令」という。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第６条第３項第１号 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第４条第４項第１号に規定する検出された放射線量又は第１項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、２地点以上において又は１０分間以上継続して検出された場合に限る。） $5\mu\text{Sv/h}$</p> <p>二 （以下、略）</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>放射線測定設備で以下の放射線量が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・$5\mu\text{Sv/h}$以上（１地点１０分以上継続） ・$5\mu\text{Sv/h}$以上（２地点で検出） <p>ただし、落雷の影響は除く。</p>
<p>政令第６条第４項第１号 第４条第４項第２号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第１号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>新分析棟の排気筒において、事業所境界の放射線量が$5\mu\text{Sv/h}$以上に相当する放出量（$3\times 10^6\text{Bq}$）が検出された場合（累積して検出すること）。</p>

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5mSv/h 以上 ・放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の5000倍以上濃度が検出されたとき。(500μSv/h以上に相当する濃度)
<p>通報規則第14条ヌ</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>破壊妨害行為等、使用施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、使用施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で放出され又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合。</p>
<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>放射線測定設備及び中性子線測定用サーベイメータで中性子が継続して検出される場合。</p>

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三</p> <p>第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p> <p>外運搬通報省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十条第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。 ・火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。

原子力防災要員の業務内容と原子力防災要員数

班名	原子力防災要員の業務内容		原子力防災要員数
情報班	連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態が発生した場合における当該事象に関する情報の整理。 ・内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長その他関係者との連絡調整（事業所外運搬に係る緊急事態の発生の場合にあっては国土交通大臣を含む。）。 	2
	協議会対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換。 ・原子力緊急事態応急対策についての相互の協力。 	2
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施。 	2
広報班	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態が発生した場合における当該事象に関する広報。 	2
現場復旧班	拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害の発生又は拡大防止のための措置の実施。 	2
	除染	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の除去。 	2
	資機材調達・輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送。 	2
施設・放管班	放射線管理	<ul style="list-style-type: none"> ・東海センター内外の放射線量の測定その他の緊急事態に関する状況の把握並びに放射性物質の放出量の予測に関すること。 ・被ばく者等を医療機関に搬送する際に被ばく者等に同行すること。 	2
	復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧。 	2
構内統制班	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・東海センター内の警備及び東海センター内における従業者等の避難誘導。 	2

原子力防災資機材一覧表

原子力防災資機材の種類	数 量	点検頻度	保管場所
1. 放射線障害防護用器具 汚染防護服 呼吸用ボンベ付き防護マスク フィルター付き防護マスク	15組 2個 15個	1回/年 1回/年 1回/年	検査資料棟 // //
2. 非常用通信機器 通常の業務に使用しない電話回線 ファクシミリ 携帯電話	2回線 1台 7台	1回/年 1回/年 1回/年	事務棟会議室※ // //
3. 計測器等 排気筒モニタリング設備(スタックダストモニタ) その他の固定式測定器 ガンマ線測定用サーベイメータ 中性子線測定用サーベイメータ 空間放射線積算線量計 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式ダスト測定関連機器 サンプラ 測定器 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 サンプラ 測定器 個人用外部被ばく線量測定器 その他 エリアモニタリング設備 モニタリングカー	1台 — 4台 2台 4個 2台 4台 1台 2台(共用) 1台(共用) 20台 — —	1回/年 — 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 — —	新分析棟 — 検査資料棟 // // // // // // // // // — —
4. その他資機材 安定ヨウ素剤 担架 除染用具 被ばく者の輸送のために使用可能な車両 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	200錠 1台 1式 1台 1式	1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年	検査資料棟 // // 事務棟前駐車場 センター敷地内

※緊急時対策所

原子力防災資機材以外の資機材

資機材の種類	数 量	点検頻度	設置又は保管場所
1. 一斉放送設備	1 式	1 回／年	事務棟居室
2. ページング	1 式	1 回／年	東海センター構内 各建屋
3. 非常用通信機器 ・ファクシミリ ・衛星電話	2 台 ^{※1} 2 台 ^{※1}	1 回／年 1 回／年	事務棟会議室 (緊急時対策所)
4. 消耗品類 ・食料 ・飲料水 ・毛布	30 人×7 日分 ^{※2} 30 人×7 日分 ^{※2} 30 枚以上	1 回／年 1 回／年 1 回／年	事務棟
5. 非常用電源 ・非常用発電機 (ディーゼル) ・非常用発電機 (ディーゼル) ・可搬型発電機 ・燃料 (重油) ・燃料 (ガソリン) ^{※4}	1 台 1 台 5 台 ^{※3} 20 k l (約 10 日分) —	1 回／年 1 回／年 1 回／年 1 回／月 —	新分析棟機械棟 保障措置分析棟機械棟 センター敷地内 // —

※1：原子力事業所災害対策支援拠点用の 1 台を含む。

※2：原子力事業所災害対策支援拠点用の 10 人×7 日分を含む。

※3：原子力事業所災害対策支援拠点用の 1 台を含む。

※4：燃料 (ガソリン) は調達可能な小売店等から調達。

緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

資料名	部数 ^{※1}	保管場所
(1) 東海センター原子力事業者防災業務計画	2部	事務棟会議室 (緊急時対策所)
(2) 原子炉等規制法第52条第2項及び第55条第1項に基づき、許可及び変更許可取得のために提出した申請書	2部	
(3) 原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により原子力規制委員会から認可を受けた保安規定	2部	
(4) 保安規定に基づく安全管理作業要領（別冊を含む）	2部	
(5) 保安規定に基づく非常事態措置要領	2部	
(6) 東海センターの施設の配置図	2部	
(7) 緊急事態発生時通報・連絡網	2部	
(8) 原子力防災資機材管理一覧表	2部	

※1：原子力事業所災害対策支援拠点用の1部を含む。

なお、緊急事態発生時における原子力事業所災害対策支援拠点への資料の輸送は公用車で行う。

緊急時対策所の仕様

項 目	仕 様
広さ	床面積 約 108m ² (事務棟会議室)
耐地震	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地標高	約 25m
非常用電源	非常用発電機 (ディーゼル) 1 台 備蓄燃料 : 重油 20k1 (10 日分)
その他	非常用通信機器 : 別表-6 及び別表-7 参照 消耗品類 (食料、飲料水、毛布等) : 別表 - 7 参照

原子力事業所災害対策支援拠点に配備する資機材

原子力防災関連資機材の種類	数 量	点検頻度	保管場所
1. 非常用通信機器 ^{※1} ・ファクシミリ ・衛星電話	1 台 1 台	1 回/年 1 回/年	事務棟会議室 (緊急時対策所)
2. 非常用電源 ^{※1} ・可搬型発電機 ・燃料 (ガソリン) ^{※2}	1 台 —	1 回/年 —	センター敷地内
3. 消耗品類 ^{※1} ・食料 ・飲料水 ・毛布	10 人×7 日分 10 人×7 日分 10 枚	— — —	事務棟

※1：緊急事態発生時における原子力事業所災害対策支援拠点への輸送は公用車で行う。

※2：調達可能な小売店等から調達する。

原子力事業所災害対策支援拠点の候補地

拠点 A (核物質管理センター職員寮) ※

項 目	仕 様
所在地	茨城県那珂郡東海村村松 (番地不記載)
広さ	敷地面積 約 12m ²
東海センターからの 方位、距離	西 約 2km
非常用電源	可搬型発電機 (ガソリン：調達可能な小売店等から調達)

拠点 B (職員所有地) ※

項 目	仕 様
所在地	茨城県那珂郡東海村須和間 (番地不記載)
広さ	敷地面積 約 237 m ² 、延べ床面積約 120 m ²
東海センターからの 方位、距離	西南西 約 5km
非常用電源	可搬型発電機 (ガソリン：調達可能な小売店等から調達)

拠点 C (職員所有地) ※

項 目	仕 様
所在地	茨城県ひたちなか市高場 (番地不記載)
広さ	敷地面積 約 215 m ² 、延べ床面積約 115 m ²
東海センターからの 方位、距離	南西 約 7km
非常用電源	可搬型発電機 (ガソリン：調達可能な小売店等から調達)

※拠点 A, B, C は、平成 31 年度を目途に原子力事業所災害対策支援拠点を定めて整備するまでの暫定候補地である。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 氏名 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市長村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿		
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿		
届出者 住所 氏名 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 類	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿	
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式
	設置場所
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者
	設置場所
	検出される数値の把握方法

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 「原子力事業者外の放射性測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射性測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿		年	月	日	
届出者 住所 氏名		印			
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)					
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。					
原子力事業者の名称及び場所					
放射線障害防護用器具	汚染防護服			組	
	呼吸用ボンベ付き一体型マスク			個	
	フィルター付き防護マスク			個	
非常用通信機器	緊急時電話回線			回線	
	ファクシミリ			台	
	携帯電話等			台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器			台	
				台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ			台	
	中性子線測定用サーベイメータ			台	
	空間放射線積算線量計			個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ			台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ			台
		測定器			台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ			台
		測定器			台
個人用外部被ばく線量測定器			台		
その他	エリアモニタリング設備			台	
	モニタリングカー			台	
その他資機材	ヨウ素剤			錠	
	担架			台	
	除染用具			式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両			台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備			式	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名：(公財) 核物質管理センター
東海保障措置センター
原子力防災管理者
連絡先：

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)	
発生した 特定事象の 概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、
市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名：(公財)核物質管理センター
東海保障措置センター
原子力防災管理者
連絡先：

事業所外運搬に係る特定事象等の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)
発生した 特定事象 の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は 主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

警戒事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、関係機関の長、原子力防災専門官 殿

警戒事象発生連絡

連絡者名：(公財)核物質管理センター
東海保障措置センター
原子力防災管理者
連絡先：

警戒事象の発生について、原子力災害対策対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所		
警戒事象の発生箇所		
警戒事象の発生時刻	(24 時間表示)	
発生 した 警戒 事象 の 概 要	警戒事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射 線量の状況、検 出された放射性 物質の状況又は 主な施設・設備 の状態等	
その他警戒事象の把握 に参考となる情報		

警戒事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、関係機関の長、原子力防災専門官 殿

警戒事象発生後の経過連絡

連絡者名：(公財)核物質管理センター
東海保障措置センター
原子力防災管理者

連絡先：

原子力災害対策指針に基づき、警戒事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事象の発生箇所		
警戒事象に対して取った応急措置の概要	事故対策本部の設置状況	
	被災者等に対する措置状況	
	警戒事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚染された設備等の除染に関する措置状況	
	警戒事象発生施設・設備の措置状況	
	その他警戒事象に関連して講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		
その他施設の現状等		

特定事象に伴う応急措置の概要報告

別記様式-7
(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

第 25 条報告

報告者名：(公財)核物質管理センター
東海保障措置センター
原子力防災管理者

連絡先：

年 月 日に特定事象の発生について通報いたしました件につきまして、原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、当該事象の応急措置の概要をご報告いたします。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象に対して取った応急措置の概要	事故対策本部の設置状況	
	被災者等に対する措置状況	
	特定事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚染された設備等の除染に関する措置状況	
	特定事象発生施設・設備の措置状況	
	その他特定事象に関連して講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		
その他施設の現状等		

1. 事故時の運転状況等

事故発生時の工程	工程 設備
----------	----------

2. 施設の状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス (Bq/m ³) ヨウ素 (Bq/m ³) 全 α (Bq/m ³) 全 β (Bq/m ³) 総量 (Bq/m ³)	
評価時刻での放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出(予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv

(施設側での計算値)

3. 放射線モニタの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名 : : cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名 : : cps
・ ・ ・	

固定式モニタリング設備地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	・ ・ ・				

可動地点					
γ線空間線量率	測定地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	・ ・ ・				

放射線モニタの状況 (続き)

可動地点 (続き)

中性子線空間線量率	測定地点名					
	時 分	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$...	
	時 分	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$...	
	時 分	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$...	
	.					
ヨウ素濃度	測定地点名					
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	...	
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	...	
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	...	
	.					
その他測定項目	測定地点名					
項目		時 分				...
		時 分				...
		時 分				...
		時 分				...
		.				

特定事象に伴う応急措置の概要報告（事業所外運搬）（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、
市町村長 殿

第 25 条報告

報告者名：(公財)核物質管理センター
東海保障措置センター
原子力防災管理者

連絡先：

年 月 日に特定事象の発生について通報いたしました件につきまして、原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、当該事象の応急措置の概要をご報告いたします。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象に対して取った応急措置の概要	事故対策本部の設置状況	
	被災者等に対する措置状況	
	特定事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚染された設備等の除染に関する措置状況	
	特定事象発生施設・設備の措置状況	
	その他特定事象に関連して講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		
その他施設の現状等		

1. 輸送容器の状況

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
・火 災 ・爆 発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
放射性物質	
放射線	

防災訓練実施結果報告書

平成 年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住 所 氏 名 印 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。